

〔事由 E : 暴力等からの避難〕

家計急変採用の申請時に提出が必要な書類一覧（兼チェックシート）

■ 全事由共通

必要書類	提出先	チェック欄
1. 給付奨学金確認書【原本】	申請者→学校→JASSO（採用後）	
2. 給付奨学金（家計急変採用）確認事項提出書【原本】	申請者→学校→JASSO	
3. マイナンバー提出書類	申請者→JASSOの指定する提出先	

※1 1と2はA3用紙1枚でつながっています。それぞれに分けて（A4サイズに切って）、学校へ提出してください（学校は2を申請時に、1を採用後にJASSOへ提出します）。

※2 1～3は定期的な募集（春・秋、予約採用）により、すでに給付奨学生である場合は、提出不要です。代わりに所定様式「家計急変による支援区分変更願」を提出してください。所定様式は在学から受け取ってください。

■ 家計急変事由 E に対応する証明書類

必要書類	提出先	チェック欄
4. 公的機関による保護証明書（「証明書様式」による）	申請者→学校→JASSO	

※1 事由 E の申請対象となるのは、次のいずれかに該当する人です。

- ① 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助又は同法第31条の規定による措置延長を受けることとなった者
- ② 売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条第3項第3号の規定による一時保護を受けることとなった者又は同法第36条に規定する婦人保護施設に入所することとなった者
- ③ その他、上記①又は②に準じる者として、公的機関による保護を受けることとなった者(避難先は、困窮者自立支援制度によるシェルターや公的施設以外の民間シェルター等も含む)

※2 所定の様式は、次のページに掲載しています。

ホーム>奨学金>申込みに関する手続き>被災・家計急変時の申込み手続き(家計急変採用、緊急・応急採用)>家計急変採用－給付奨学金（返還不要）>家計急変採用－給付奨学金（返還不要）の申込み方法

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/moushikomi.html



■ 該当者のみ提出する書類

必要書類	提出先	チェック欄
<p>5. 申請者本人が外国籍の場合の証明書類 次のいずれか。</p> <p>(1) 在留カード【コピー】 (2) 特別永住者証明書【コピー】 (3) 住民票の写し【原本】等</p> <p>「家族滞在」の場合は、上記に加えて (4) を提出 (4) 出入国記録の写し【原本】</p>	<p>申請者→学校→JASSO</p>	
<p>6. 申請者本人が社会的養護を必要とする者の場合の 証明書類 次のいずれか。【いずれもコピー可】</p> <p>(1) 施設等在籍証明書（施設長発行） (2) 児童（里親）委託証明書（児童相談所発行） (3) 措置解除決定通知書（児童相談所発行）等</p> <p>※JASSO所定様式「施設等在籍・退所証明書」【原本】でも可</p>	<p>申請者→学校→JASSO</p>	

(2024.04)